

あおもり女性活躍推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 働く意欲のある女性が働き続け、その能力を十分に発揮できる環境整備を関係団体が連携・協力して進めるため、「あおもり女性活躍推進協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、別紙に掲げる団体をもって組織する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、会長は青森県知事とする。

2 会長は協議会の会務を総理する。

3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、情報共有及び検討・意見交換を行い、必要な取組を連携して進める。

(1) 女性の活躍推進及び支援に関すること

(2) 男女ともに生き生きと働くことができる環境づくりに関すること

(3) その他第1条に掲げる目的の達成に必要な事項に関すること

(会議)

第5条 会議は、会長が議長となる。

2 協議会の会議において、必要があると認めるときは、議事に関係する者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会の円滑な運営及び第1条に掲げる目的の達成に向けた具体的な検討を行うため、構成団体の実務担当者等から構成される幹事会を設置する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、青森県環境生活部青少年・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

(別紙)

あおもり女性活躍推進協議会構成団体

青森県商工会議所連合会
青森県商工会連合会
青森県中小企業団体中央会
青森県中小企業家同友会
一般社団法人青森県経営者協会
青森経済同友会
一般社団法人青森県銀行協会
青森県信用金庫協会
日本労働組合総連合会青森県連合会
社会福祉法人青森県社会福祉協議会
青森県農業協同組合中央会
青森県森林組合連合会
青森県漁業協同組合連合会
一般社団法人青森県建設業協会
国立大学法人弘前大学
青森労働局
青森県市長会
青森県町村会
青森県